

非自発的失業軽減措置該当・非該当チェックシート

非自発的軽減措置非該当

年齢は75歳以上ですか？

YES

該当しません。

国民健康保険の加入者ではなく、後期高齢者医療制度の加入者になります。後期高齢者医療制度には、非自発的失業にかかる軽減制度はありません。

NO

年齢は65歳以上ですか？

YES

該当しません。

非自発的失業に係る軽減制度は65歳未満で雇用保険受給資格がある国民健康保険加入者に適用されます。

NO

雇用保険受給資格はありますか？

NO

YES

雇用保険受給資格者証は
手元にありますか？

NO

離職票をお住まいの管轄であるハローワークに提出し、雇用保険受給資格者証を入手してください。

非自発的失業にかかる軽減制度の申請には雇用保険受給資格者証が必要となります。

YES

入手後

雇用保険受給資格者証の離職理由コードは何番ですか？

下記以外のコードの場合は
右の矢印へ

11・12・21・22・23・31・32・
33・34 の場合は下の矢印へ

該当しません。

当該離職コードは、非自発的失業に係る軽減制度に該当しません。

非自発的失業制度に係る軽減制度に該当されますので、「国民健康保険特例対象被保険者証等(非自発的失業者)に係る申告書」にご記入いただき、お手元の雇用保険受給資格者証の写し(両面)を揃えて、健康保険課 保険年金係まで持参または郵送にて申請ください。